

水道局からのお願い

ビル・マンションの受水槽や高置水槽の適正な管理について

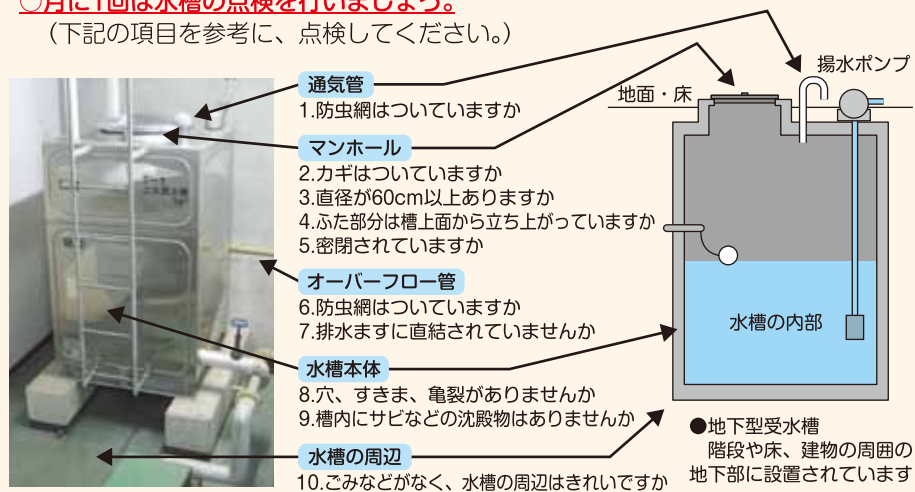
安心して水を飲むためには、給水装置の正しい維持管理が必要です。特にビル、マンションに受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者（建物の所有者等）の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

○1年に1回は、定期的に水槽内の清掃を行いましょう。

（安全面等も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします。）

○月に1回は水槽の点検を行いましょう。

（下記の項目を参考に、点検してください。）



○日頃から水質の点検を行いましょう。

●変な味がする
鉄サビやその他の物質による原因が考えられます。



●水が赤っぽい
一般に鉄サビによるものです。鉄管や、鋼製の受水槽などにサビが出ていることが考えられます。



●水が濁っている
受水槽などが汚れていたり汚水の流入が考えられます。



●臭いがする
塩素臭（カルキ臭）の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは受水槽などへの汚染物質（汚水、油、薬剤など）の流入が考えられます。



受水槽の容量が10m³を超える場合は、水道法に基づいて、1年に1回、国の登録を受けた検査機関による法定検査を受けなければなりません。

10m³以下の場合であっても、1年に1回は登録検査機関による水質検査を受けましょう。

※市内の登録検査機関

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会試験センター（TEL:253-8935）

【環境局環境衛生課 TEL:216-1300】

【給排水設備課 TEL:213-8521】

所有者の変更について

○土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わるときは、所有者の変更の届出が必要です。

○異動届出書の様式は、水道局のホームページからダウンロードできます。

【給排水設備課 TEL:213-8521】

水道メーターの取替えにご協力ください

○皆さまのご家庭などに取り付けである水道メーターの有効期間は、計量法で、「8年」と定められています。

○水道局が設置した水道メーターは、この有効期間が満了する前に、水道局で新しいメーターに取り替えています。

○水道局が委託した鹿児島市水道局指定工事業者が「水道メーター取替のお知らせ」票を持って、作業にお伺いしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※メーター取替作業で代金をいただくことはありません。

【営業課 TEL:213-8516】

○で囲んだ部分が有効期限です。
（この場合は、平成35年2月まで有効）



水道メーター

転居されるときは、3日前までに連絡を！

○転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになります。

○市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続きこれまでと同じ口座から料金引き落としができます。（転居連絡の際にお申込みください。）

○インターネットから、24時間いつでも転居精算等のお申込みができます。

「鹿児島県電子申請共同運営システム」

（<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima/>）



※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。

※転居の3日前を過ぎている方や、使用中止の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。

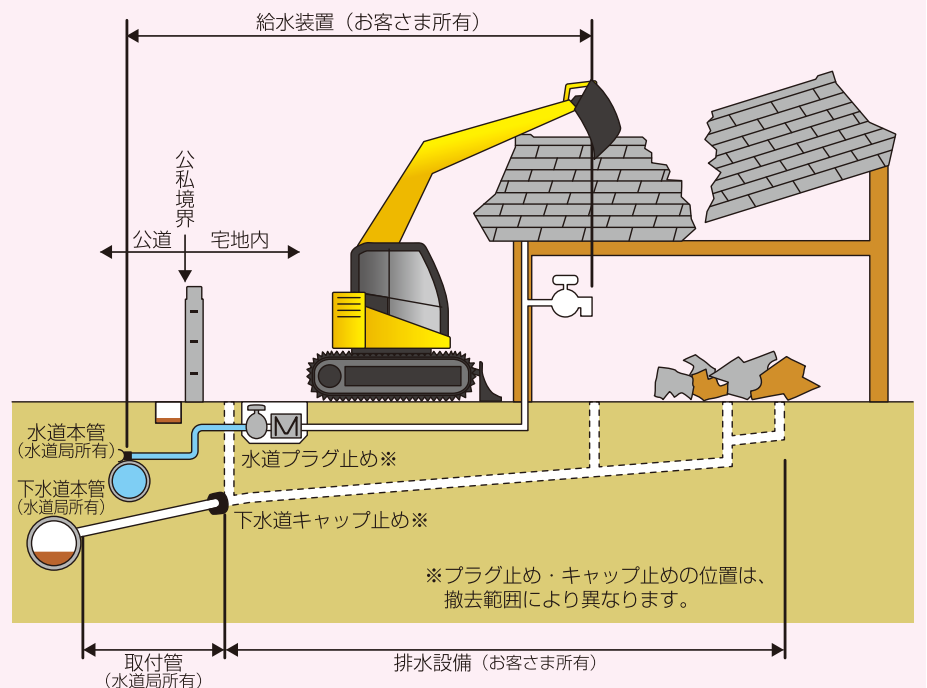


業務受託者【株】ジェネッツ（直通）TEL:812-61711
【鹿児島市水道局（代表）TEL:257-7111】

家屋などの解体・改造工事は事前に水道局へ申請を

○家屋などの解体や改造で、給水装置・排水設備の撤去、器具の増設や給水管・排水管の取替えなどの改造工事を行うときは、事前に水道局指定工事業者を通じて工事申請が必要です。

○その際、水道メーターの紛失、水道管の破損、排水管の詰まりなどが発生したときは、所有者または使用者において修繕工事などを行っていただくことになります。



【給排水設備課 TEL:213-8522】

水道料金・下水道使用料の納付は安心便利な口座振替をご利用ください

○水道局では水道メーターの検針を2か月に1回行い、水道料金・下水道使用料を2か月ごとに請求しています。水道料金・下水道使用料の支払いは、口座振替をご利用ください。

○口座振替は、お客さまご指定の口座から料金を自動的に引き落とす方法です。自動的に振り替えられますので、便利で納め忘れもなく安心です。

○お申込み方法

金融機関の窓口や水道局で申込みできますので、詳しくは水道局へお問い合わせください。

【営業課 TEL:213-8514、213-8515】

給水装置や排水設備の修繕は、水道局指定工事業者にご依頼ください！詳しくは 給排水設備課（TEL：213-8521）へ